

地方独立行政法人静岡市立静岡病院の重要な財産を定める条例の制定について

地方独立行政法人静岡市立静岡病院の重要な財産を定める条例を次のように定める。

平成27年11月24日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

地方独立行政法人静岡市立静岡病院の重要な財産を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第6条第4項及び第44条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人静岡市立静岡病院（以下「法人」という。）の重要な財産に関し必要な事項を定めるものとする。

(重要な財産)

第2条 法第6条第4項に規定する条例で定める重要な財産は、法人の保有する財産であって、法第42条の2第1項又は第2項の認可に係る申請の日における帳簿価額が8,000万円以上の不動産（土地にあつては、その面積が1件1万平方メートル以上のものに限る。）若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする。

第3条 法第44条第1項の条例で定める重要な財産は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供する場合にあつては、その適正な見積価額）が8,000万円以上の不動産（土地にあつては、その面積が1件1万平方メートル以上のものに限る。）若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする。

附 則

この条例は、法人の成立の日から施行する。